

## 奈良県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり  
道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に  
供する。

平成二十一年十二月八日

奈良県知事 荒井正吾

- | 番号 | 路線                              |
|----|---------------------------------|
| 7  | 奈良市石木町六四五番先から<br>奈良市石木町七一八番一先まで |
|    | 石木橋                             |
- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

区間

備考

四 供用開始年月日 平成二十一年十二月九日